

第 8 3 号議案

足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

足立区まちづくり工房館条例（平成 6 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「ときは」を「場合は、特別の事情があると認めたときを除き」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の指定に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。